

旧四郷小からこんにちは！奈良女子大学の活動報告

こんにちは！奈良女子大学（社会連携センター）の特任助教を務めております大谷です。
先月の活動報告と今後のイベント情報をお知らせいたします。

【奈良女子大学のみなさんからアンケートをいただきました！】

9月30日に奈良女子大学の酒井教授と学生の皆さんが、講義を受けに旧四郷小にやって来てくれました。

私が講義をさせていただき、移住者として東吉野村にやってきて感じたこと、この村の素晴らしさや村に暮らす人々の知恵や、自然の中で暮らす中で身につけた逞しさを感じる瞬間や、子育てをするにあたっての現状など、お話をさせていただきました。

「こども食堂を見てみたい。」という意見もいただいていたので、こども食堂の方へ移動して、実際にこどもたちとご飯を食べたり、一緒に川遊びしたりと楽しんで過ごしてくれていました。旧四郷小に戻りフィードバックやアンケートを記入して、講義は無事終了しました。

このアンケートを、『今を生きる若者から見た東吉野』の貴重な意見として、ぜひ皆さんにお伝えしたく、奈良女子大学協力のもと公開させていただきます。

過疎高齢化が進む東吉野村は、これからますます若者や移住者の力が必要になることと思います。外から見て、何を魅力とを感じるのか？村民の暮らしや生き方のどんなところに興味関心が湧くのか？

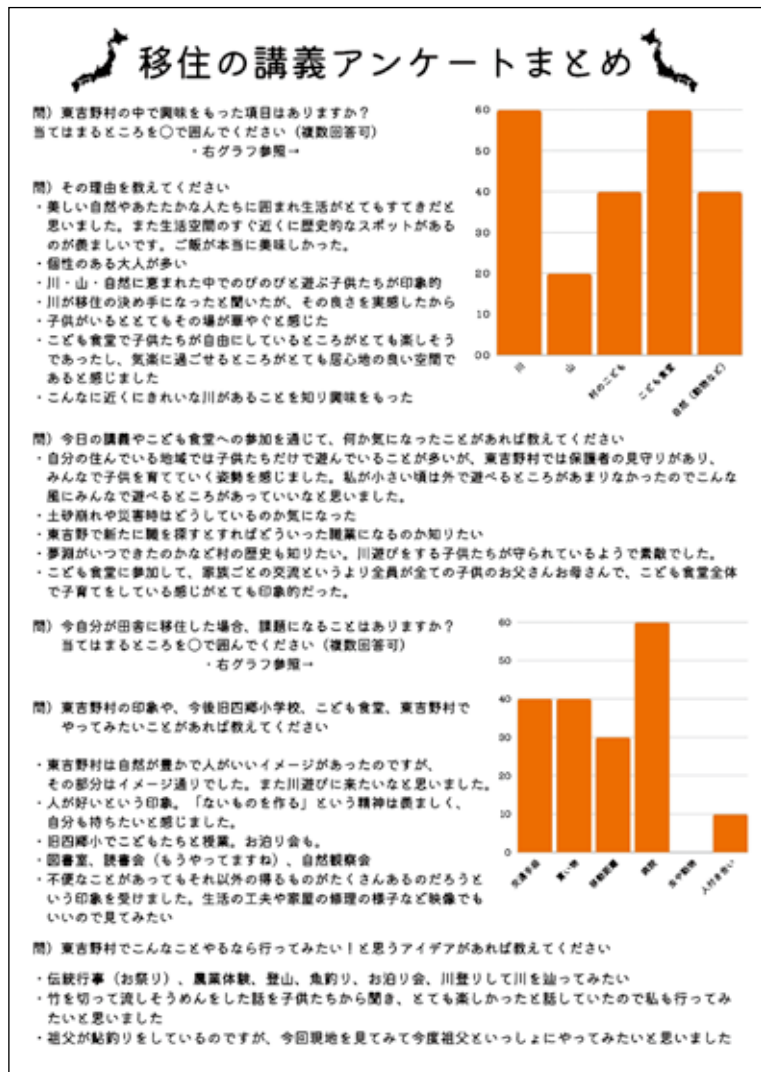
学生のみなさんの意見の中にヒントがあるかもしれませんね。

【座談会のお知らせ】

前回の座談会では“ひよしカレッジ四郷”というプロジェクト名が決まり、活動の四本の柱に据えた

- ①こどものサポート
- ②高齢者のサポート
- ③おとなの学び場
- ④図書館

も、それぞれ進み出しています。今、どのように活動が進んでいるか知ってもらう機会として、この座談会を隔月で開催しております。今までと現状を知り、これからを共に考え、行動し、場所を作っていく。その歩みをずっと続けています。一緒に考え動いてくれる方、いつでも歓迎しております。ぜひ一度旧



四郷小へお越しください。

《座談会》 次回は12月8日（金）9時30分～10時30分の予定です。どなたでも気軽にご参加ください。

【ビブリオバトル毎月開催中】

毎月開催している読書イベントです。今回は子供たちも参加できるよう冬休みに開催します！お気に入りの1冊を持って、旧四郷小に遊びに来てくださいね。

《ビブリオバトル》 次回は12月22日（金）14時～15時の予定です。

【奈良女子大学よりシンポジウムのお知らせ】

第24回共生科学研究センターシンポジウム／第28回紀伊半島研究会シンポジウム
／ヤマキイサロン

「光合成をめぐる共生・寄生・三者関係」を開催いたします。

事前申し込みは必要ありません。【ZOOM会場】部分に記載のQRコードまたはURLからご参加ください。

定員：先着100名程度（超過分については、当日にアクセスを制限する可能性があります）

共生・寄生・三者関係

光合成をめぐる

第24回 共生科学研究センターシンポジウム
第28回 紀伊半島研究会シンポジウム

2023年
12月9日(土)
13:00～16:30
参加費無料・オンライン

プログラム

13:00～13:15 酒井 敦 (共生科学研究センター長)
開会挨拶

13:15～13:45 河野 美恵子 (総合研究大学院大)
「三者共生系による
地衣類・イオウゴケの極限環境適応」

13:45～14:15 佐伯 和彦 (基礎生物学研究所)
「根粒共生の成立と維持：
根粒菌とマメ科植物の相互認識とバイパス」

14:15～14:45 辻田 有紀 (佐賀大)
「植物と菌類の菌根共生：
植物の裏切り？菌類に寄生する植物の話」

14:45～15:00 休憩

15:00～15:30 斎間 敬 (東京大)
「共生と寄生は紙一重：
アブラナ科植物と糸状菌の微妙な関係」

15:30～16:00 吉田 聡子 (奈良先端科学技術大学院大)
「共生と寄生の複雑な関係：
AM 菌根菌 - 寄生植物 - 宿主植物を含む多種共生系」

16:00～16:20 総合討論

16:20～16:30 前迫 ゆり (紀伊半島研究会会長)
閉会挨拶

お問い合わせ

主催・奈良女子大学共生科学研究センター

メール kyousei.nwu@cc.nara-wu.ac.jp
ウェブサイト https://www.nara-wu.ac.jp/kyousei/

ZOOM会場

https://zoom.us/j/92319676101?pwd=YnlPTzRZNGZOMXN0TUpjb01ZbNNQOT09
ミーティングID 923 1967 6101
パスコード 011427

文藝

ひがしよしの



令和五年十月二十四日青嶺俳句会から

水野露草 選評

◆特選の部

太鼓台の掛け声増せり秋時雨

秋吉 正朝

評

掲句の太鼓台は、丹生川上神社中社の小川祭に八集落から繰り出された太鼓台なのである。村人達からの掛け声で太鼓合を持ち上げてその勢いを競う。折りから秋の時雨が降って来て、その声が一層高くなつた様子を活写している。

帳下り雲の隙間の後の月

濱田貴美子

評

後の月は、陰暦九月十三夜の月で、名月の一ヶ月後であるところからこの名がある。作者は帳を下ろした頃に、後の月を賞でているのであろう。雲が掛かつていたのであるが、存分に後の月を賞でていたに違いない。

朝風に夕風に秋惜しみけり

池田美砂子

評

「秋惜しむ」は、去りゆく秋を惜しむ感情である。作者は、朝に吹き又夕方に吹く風に秋を惜しんでいるのである。どちらも風には違いないが、夕風により一層淋しい思いがつのる。

◆準特選の部

川底の魚影は速し秋日濃し
山あい悲しく響く鹿の声

辻 佐和子
宮崎 利一

松谷 忠則

◆佳作の部

小さけれど良き音色なりひよんの笛

辻 佐和子

潤みつつ杉山昇る望の月

池田美砂子

あはあはと嫁菜の花に風優し

池垣 昭美

暗闇に銀木犀の匂ひけり

宮下 俊二

照り映えて日差しやはらか柿紅葉
窓開けてあわてて閉めるそぞろ寒む

前田 景子

移住者の家は三角小鳥来る

宮崎 利一

窓いつぱい開け木犀の匂ふ家

伊藤志津子

七草の闇夜の原に月を待つ

宮崎 成子

夢淵の澁み泡立ち秋が行く

秋吉 雅子

穏やかな風に吹かれて初紅葉

秋吉 正朝

朝靄の晴れて棚田に彼岸花
ゆさゆさと揺れて寂しき野菊かな

松谷 忠則
濱田貴美子
川村 貞子

◆入選の部

走り根に躰くまいぞ茸狩

辻 佐和子

鳥声のひがな飛び交ふ水の秋

池田美砂子

藤袴咲く頃の曾爾蝶渡る

池垣 昭美

御神輿の竜呼ぶ雨か秋祭

池垣 昭美

今朝急にどんでん返しや火の恋し

宮下 俊二

ジーンズを繕ふ妻へ柿をむく

宮下 俊二

この谷も手入れせぬ闇に花野かな

前田 景子

笹原は静けさ増せる霧流れ

前田 景子

秋の雲巻いてをりたる高見山

宮崎 利一

タさりて鹿鳴きたれば犬もまた

伊藤志津子

山の端に早くも入り日秋の暮

伊藤志津子

バースデイ夫と迎ふる良夜かな

宮崎 成子

静寂を破り突然虫時雨

宮崎 成子

四方に浸む夜の鼓動ぞ虫時雨

秋吉 雅子

誘はれて月夜を走る浮かれ猫

秋吉 雅子

飛行機雲一筋淡く秋の空

秋吉 正朝

秋桜の迷路となりて阿部文珠

松谷 忠則

身に入むやドクターヘリの離陸音

濱田貴美子

目覚むると鹿鳴く声に夜は明けて

川村 貞子

一晚にしとど萎れる曼珠沙華

川村 貞子

一般投句（短歌）

若い時なぜか晩秋が好きでした
年増すごとにかなしくさみしい

元林マスマ

裏をみせ表をみせ散るもみじ
楽あり苦あり人生のごと

元林マスマ

小春日にいつかなつたすて猫が
祖母にだかれて同時にあくび

元林マスマ

予約終えひと休みするカフェテラス
染めあげぬ秋に雨はしめやか

福井メイ子

黄金色平らげてゆく稲刈り機
刈りたてカラリ曼珠沙華燃ゆ

福井メイ子

久方にエンジンの音飴して
へりコプターゆく秋雲の中

浦田由美子

白菜の虫捕る畑の昼下り
白き蝶舞ふ秋暑しかな

浦田由美子

いつよりか私の背丈を越へゆきて
ポポー伸びたり秋深みゆく

浦田由美子

雨空を晴天にする神業は
金つなぎの会の恒例とや

辻 由美子

アカペラで唄う懐メロ面白く
爆笑・爆笑で時間切れ

辻 由美子

一般投句（川柳）
散歩道イクメン待つて熊が来る
餅食って寄り道するな腹の虫

植平 佳伸

バーゲンで買ってはみたがお蔵入り

植平 佳伸



ポンコツ



どっぴり

山皇暮らし絵日記

262

平野在住
宮崎利一

「光陰矢の如し」とはよく言ったものだ。

あれやこれや、暑いや、コロナや、戦争や、といつてる間にもう十二月。年末のことを師走、年末、大つごもり、歳暮、年の暮れ、節季、年の瀬、大晦日、除夜など色々あるが、何となくせわしくなってくるなあ。何もしなくても年は明けるのに。

それにしても今日の天気の良いこと。ぽかぽかと気持ちがいい。近くでトントントントンという金づちの音がどこから聞こえてくる。雨漏りでも修理してるのかなあ

トントントンと言っていると、ポンコツという言葉が頭をよぎった。ポンコツ？ポンコツって何だ。何だかいやな響きがある。そこでちよつと文献を紐解いてみた。

実はこれは昭和三十四年に小説家の阿川弘之の新聞小説「ポンコツ」から来ている。

「ぼん、こつん。ポンコツ屋は、タガネとハンマーで、日がな一日、古自動車をつたき壊している」という一節から来ている。

「ボン」と「コツン」という擬音から、拳骨で殴る意味の「ポンコツ」が生まれた。

ポンコツは自動車をハンマーで解体する意味にも使われ、老朽化した自動車をポンコツ車と呼ぶようになった。

それが変じて、ダメ人間を「ポンコツ」と呼ぶようにもなったみたいだ。

なんだか身にしみるなあ。吉本新喜劇の間寛平じゃないが、「誰がぼんこつやー」と叫んでみた。

後期高齢者の年の瀬だった。

東吉野村地域自立支援協議会 学習会を開催しました

11月10日（金）、東吉野村住民ホールにて「奈良県発達障害者支援センター でいあー」センター長の森山氏を講師にお招きし、「発達障害について学びを深めるパートⅡ」と題し、学習会を開催しました。学習会では、昨年度の内容についても触れつつ、主に大人の発達障害とその対応について講義していただき、発達障害について、より一層の理解を深めることができました。近年は就労の相談が増えてきていて、「職場でうまく人間関係がつかれない」「仕事でミスが多い」など、参加者の身近にある困りごとへの対応や配慮の方法などについて具体的に教えていただきました。

今回のような学習会等を通して、障害理解を深めることが、地域の福祉力を向上させていくことに繋がると思います。

東吉野村地域自立支援協議会では、障がいのある人もない人も、「ともに」「らしく」暮らしていける地域にしていけるために何が問題で、何を解決していけばよいのかを話しあい、その実現に向けて活動しています。



◆国民年金のお知らせ◆

年金の請求をお忘れではありませんか？

1. 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

「75歳になれば、年金が自動的に支払われる」と

思っていないませんか？

- 65歳から受け取ることができる「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」には、66歳から75歳になるまでの希望する時期まで年金の受け取り開始を繰下げると、繰下げた期間に応じて年金額が増える仕組みがあります。
 - 66歳以降に繰下げを希望され、年金を受給されていない方に対し、ご希望する時期に適切に繰下げ受給ができるように、66歳から74歳までの間、毎年、誕生月にあわせて『年金見込額のお知らせ』を送付します。
 - 75歳になるまでに、年金を受け取り始める時期を決めて、請求手続きを行ってください。75歳に到達される方で、老齢年金を受給されていない方には年金請求書を送付します。
- ※遺族年金・障害年金を受給されている方や、共済組合の加入期間がある方等は、送付対象外です。

2. 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

「老齢基礎年金」または「老齢厚生年金」の請求を

お忘れではありませんか？



- 厚生年金の加入期間があり、年金を受け取る資格を満たしている方は、65歳から「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」の2種類の年金を受け取ることができます。
- 「老齢基礎年金だけ」または「老齢厚生年金だけ」を受け取っている方は、受け取っていない年金の請求手続きを行う必要があります。
- 片方の年金の受け取り開始を繰下げている方は、75歳になるまでに年金の請求を行ってください。

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所

奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所

大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所

桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

家屋を取り壊したら届け出を！

家屋を取り壊したとき（家屋滅失届の提出について）

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続きが必要です。必ず取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

※固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）現在の状況で課税されます。そのため、家屋を取り壊した翌年から課税されなくなります。



1. 登記がされている家屋を取り壊した場合

法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

（滅失登記が完了すると法務局から登記された旨が役場へ通知されますので、役場での手続きは必要ありません。）

滅失登記についての詳細は、奈良地方法務局 桜井支局（0744-42-2896）にお問い合わせください。

2. 登記されていない家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊したら、「家屋滅失届」を税務保険課へ提出してください。

家屋滅失届に基づき現地確認を行い、翌年度の課税対象から除きます。

■住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されています。

そのため、住宅を取り壊すと、その特例の適用から外れることになります。

■未登記家屋の所有者を変更した場合も税務保険課へ「未登記家屋所有者変更届」を提出してください。

適正な課税を行うためにご協力をお願いします。

お問い合わせ先 税務保険課（42-0441・内線143）

健康づくりポイントの特典交換はお済みでしょうか？

東吉野村に住所を有する20歳以上の皆様に、健康意識の向上及び運動等を身につけ健康づくりの習慣化を目的として実施しています令和5年度健康づくりポイント制度について、健康づくりポイントの特典交換受付を随時行っております。

まだ、特典交換がお済みでないポイント獲得者の方は、お早めにご交換いただきますよう、ご協力をお願いします。

○特典交換ポイント表

対象者	ポイント数	特典内容
20歳以上 39歳以下の方	3ポイント目	500円相当の 特典
	7ポイント目	
	10ポイント目	
40歳以上の方	11ポイント目	
	15ポイント目	
	18ポイント目	

東吉野村健康づくりポイントカード



お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

救急車、消防車が近づいてきたら

交通の安全を確保するために、道路交通法では、車が一時停止をしなければならない場所や場合がいくつも定められています。

○一時停止しなければならない場所・場合

- ・踏切
- ・道路標識等で一時停止すべきことが指定されている交差点
- ・横断歩道等に横断歩行者等がいる場合・・・など

奈良県広域消防組合では救急車や消防車などの緊急車両は、緊急走行（サイレンを鳴らし赤色灯を点灯して走行）していても、上記の場所や場合に差しかった際は一時停止し安全を確認してから進むよう心がけています。同様に、交差点に差しかった時は、赤信号であれば一時停止し交差点内の安全を確認してから走行するよう心がけています。

○なぜ一時停止するのか？

近年の自動車は遮音性に優れており、またオーディオ機器の性能向上により緊急車両に気付かないことがあるため、交差点手前では一時停止し安全を確認しています。横断歩道では目や耳が不自由な方、イヤホンを着用して歩行している方など緊急車両の接近に気付かないことがあるためです。

一時停止することにより事故無く安全・確実に災害現場、搬送病院に到着することができるからです。

○お願い

もし、緊急走行している車両が交差点や横断歩道手前で一時停止しているのを見かけたら、緊急車両が通過するまで停止していただきますようお願いいたします。

皆様のご協力で「安全・確実・迅速」に災害現場に到着することができ、患者さんを搬送することができます。ご協力よろしくお願いします。



「奈良県労働委員会セミナー」を開催します！

奈良県労働委員会では、労働委員会や関係機関等についての理解を深め、利用促進を図ることを目的として、「奈良県労働委員会セミナー」を開催します。

今年度のセミナーでは講演テーマを「フリーランスの労働者性」とし、フリーランスをめぐる法律問題について、広く県民に理解してもらい、労働紛争の未然防止及び早期解決を図ります。

日 時 12月21日(木) 13時30分～16時10分

場 所 奈良県コンベンションセンター会議室203(奈良市三条大路一丁目691-1)

定 員 100名(事前申込制/先着順)

内 容 <第1部>

奈良県労働委員会の取組紹介

奈良県労働委員会会長 下村 敏博 氏(弁護士)

<第2部>

事例発表

奈良県労働委員会

公益委員 飯田 誠 氏(弁護士)

労働者委員 今西 宏 氏(奈良交通労働組合執行委員長)

使用者委員 二神 洋二 氏((一社)奈良県経済産業協会専務理事)

<第3部>

講演「フリーランスの労働者性」

広島県労働委員会会長 山川 和義 氏(広島大学大学院人間社会科学研究科教授)

費 用 無料

お申し込み 労働委員会事務局 HP (www.pref.nara.jp/item/297901.htm#itemid297901) をご確認ください。

**ならジョブカフェセミナー(12月)**

日 時 ①12月 7日(木)「自己分析セミナー」

②12月13日(水)「仕事も人間関係もスムーズに！対人スキル実践トレーニング」

③12月21日(木)「実践！面接対策セミナー」

①②13時30分～16時30分

③14時～16時

場 所 ①高田しごとiセンター

②③ならジョブカフェ

概 要 アットホームな雰囲気です就職活動のスキルを学ぶことができる参加型セミナー。参加費無料

対 象 就職活動中の学生やおおむね35歳未満の求職者(40代前半までの不安定就労者を含む)

定 員 各10人程度(先着順)

お申し込み 各セミナー前日までに、HPよりお申し込みください。お電話でも受け付けています

お問い合わせ 奈良県奈良しごとiセンター ならジョブカフェ

TEL 0742-23-5730 FAX 0742-23-5757

URL <https://www.pref.nara.jp/item/63392.htm>

村県民税第4期分・国民健康保険税第6期分 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）第6期分 介護保険料（普通徴収分）第6期分の

口座振替日は **12月25日（月）**

納期限は **1月4日（木）** です。

納税には、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。

（お問い合わせ先） ○村県民税・国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料について

○介護保険料について

税務保険課

住民福祉課

TEL（42-0441）

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間は、障害者福祉への理解と関心を深め、障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現を目指し、一人ひとりが考える週間です。

障害のある人もない人もともに暮らせる社会の現実のため、障害のある人が困っている場合は、積極的に声をかけ、できる限りのサポートをお願いします。

ヘルプマークをご存じですか？

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。そういった援助が必要な方のためのマークです。

このマークを見かけたら、電車やバス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



住民福祉課

西垣 徹

Nishigaki Toru



村の職員を紹介します Vol.7

はじめまして、小出身の西垣と申します。

住民福祉課に所属し、介護保険に関する業務を担当しております。多くの方々に関係のある介護保険ですが、これからも適切に制度が運用されていくよう尽力して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

あなたの水道 防寒大丈夫ですか？

冬の訪れとともに、これからは一段と寒さが厳しくなります。水道管が凍って水が出なくなったり、破裂するという被害がでる季節となりました。冬じたくとともに、水道管にも細かな気配りをお願いします。

夜の冷え込みに注意

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不完全な水道管は、凍ったり破裂したりします。特に多いのは次のようなところですよ。早めに本格的な冬に備えましょう。

①水道管がむき出しになっているところ ②水道管が北向きのところ ③風当たりの強いところ

防寒の仕方

手近にある毛布が布など、保温剤になるものを利用し、上まで包んでその上からビニールを巻きつけて、毛布などがぬれないようにすれば、ある程度凍結を防ぐことができます。

水道管が凍って水が出ないときの対処法

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

水道管が破裂したときの対処法

メーターボックス内にある止水栓をしめて、水を止めてください。その後、破裂した部分に布かテープをしっかりと巻きつけて応急処置をし、水道工事業者に修理を依頼してください。

漏水にご注意

宅内（敷地内）での水道管理は、使用者が行わなければなりません。漏水がないかを定期的に調べてください。

漏水は、目に見えないところで起こることが多く、少しの漏水でも多額の料金がかかることになります。床下で漏水が起こると、柱の腐食や害虫の発生などで家屋に多大な被害を与えます。

また、漏水を放置しておくと、その地域の配水池の水が枯渇してしまうので、早急に対応をお願いします。

（例えば）水漏れの程度約 $5 \text{ m}^3/\text{h}$ （水道の蛇口を勢いよくあけた時くらい）

配水池の貯水量約 60 m^3 の場合 $60 \text{ m}^3 \div 5 \text{ m}^3/\text{h} = 12 \text{ 時間}$

よって12時間で配水池の水が枯渇することになります。

漏水の調べ方

屋内外すべての蛇口を閉めてから水道メーターを確認してください。（水洗トイレなどから水が出ていないかも確かめてください。）

メーター中央のパイロットが、少しでも動いていると漏水の可能性あります。漏水量が少しの場合、夜間など水圧の高い時間だけ漏水している場合も考えられるので、時間帯を変えながら定期的に確認してください。



漏水したとき

メーターより宅内で漏水が起こっている場合は、各家庭で水道工事業者に修理を依頼してください。宅内での漏水修理は、個人負担となります。

◎道路、水路等から水道と思われる水が漏れている場合は、地域振興課へご連絡ください。

お問い合わせ先 地域振興課（42-0441）

12月10日は「人権デー」、12月4日～10日は「人権週間」

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日に第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、第5回総会において採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定めるとともに、加盟国等の人権思想の啓発のための行事を実施するように呼び掛けています。

法務省の人権擁護機関では人権デーを最終日とする1週間（12月4日から10日）を「人権週間」と定め、毎年各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を行っています。

特設人権相談所を開設

日時 12月8日（金） 13時から15時まで
場所 村中央公民館

中学生人権作文表彰式と人権のつどい in 大和高田

日時 12月2日（土） 13時00分から15時50分まで
場所 大和高田市本郷町6番36号 大和高田市文化会館（さざんかホール）
内容 ・片塩小学校金管クラブによるオープニング演奏
・一日人権擁護委員の委嘱（大和高田市マスコットキャラクターみくちゃん、児童・生徒2名）
・全国中学生人権作文コンテスト奈良県大会表彰式
・優秀作品の朗読
・大和高田市立3中学校吹奏楽部による演奏

お申し込み 不要（未就学児についても入場可）

主催 奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会（奈良地方法務局・奈良県・奈良県人権擁護委員連合会）

お問い合わせ先 ・奈良地方法務局ホームページ（URL <https://houmukyoku.moj.go.jp/nara/>）
・奈良地方法務局人権擁護課 0742-23-5457
（午前8時30分から午後5時15分まで（土、日及び祝日を除く。））

年末年始のごみ収集及び持ち込みごみの受付時間について

月 日	一 般 収 集	持込みごみ受付時間
12月29日（金）	通常収集	休　　み
30日（土）	可燃物のみ全域回収 （日裏地区を除く）	
31日（日）	休　　み	
1月　1日（月）		
2日（火）		
3日（水）		
4日（木）	通常収集	8時30分～16時まで （12月28日までに要電話予約）
5日（金）		8時30分～16時まで

さくら美化センターに自分でごみを持ち込む場合は、必ず前日までに電話予約してください。

お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

さくら美化センター（0746-47-2215）

てんいち先生

世界人権宣言75周年

1948年12月10日国連総会

第2次世界大戦の反省から
つくられたんだ!すべての
人間が
平等で
あること
生きるために
欠かせない
人権の大切さを
訴えたんだねでも今も
戦争や差別が
なくならない
…
私たちが
世界人権宣言を
しっかり学び、
行動して
いかなきゃみんなが
いきいき
暮らせる
人権の
まちづくりを
がんばろう人権週間 12月4日～10日
人権デー 12月10日

「てんいち先生」とは、英語の10(テン)と日本語の1(いち)を合わせた11(てんいち)のことで、毎月11日の人権を確かめあう日を意味しています。

東吉野村人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は
「人権を確かめあう日」

駐在所だより

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

桜井警察署

☎0744-46-0110

宇陀警察庁舎

☎0745-82-0110

奈良マラソン開催に伴う交通規制があります

12月10日(日)奈良マラソンが開催されます。

開催に伴う交通規制が、奈良市内、天理市内で実施されます。

お出かけされる方は、前もって規制場所や時間の確認を行ってください。

なお、この規制に伴い周辺の地域にも渋滞などの影響があると予想されますので、周辺地域へのマイカーでのお出かけを自粛するなどの対応をお願いします。

・交通規制日時

12月10日午前8時30分から午後3時頃まで

・交通規制場所

奈良市街地周辺、名阪国道周辺、国道169号周辺、天理市街周辺

詳しい規制区間、規制時間は奈良県警察ホームページを確認下さい。

(https://www.police.pref.nara.jp/000005507.html)

飲酒運転の根絶

悪質・危険な飲酒運転による交通事故は、飲酒運転の厳罰化にもかかわらず、依然として後を絶たないことから、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図るため、飲酒の機会が増え、飲酒運転に起因する交通事故が増加する年末の時期に、飲酒運転根絶を呼びかけてください。

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの場合と比べて約9倍も高く、飲酒運転は極めて危険性が高い悪質な犯罪行為です。

○飲んだら運転しない! (道路交通法第65条 第1項)

※酒酔い運転 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○飲んだ人に車を貸さない! (道路交通法第65条 第2項)

※酒酔い運転 車を貸した人は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転 車を貸した人は、3万円以下の懲役または50万円以下の罰金

○運転する人に飲ませない! (道路交通法第65条 第3項)

※酒酔い運転 酒類を飲ませた人は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転 酒類を飲ませた人は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

○飲んだ人に運転させない! (道路交通法第65条 第4項)

※酒酔い運転 同乗した人は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転 同乗した人は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

村内の件数事故(10月中)

●刑法犯等～1件

●交通事故～人身事故 0件

物損事故 3件





最近の朝夜はとても冷えるので、私は暖房機をフル稼働させています。今回の表紙はまるごとフェスティバルで、4年ぶりの通常開催となりました。1日目は天候に恵まれず村内では雪が降るところもありましたが、縮小開催時と比べて多くの方に来場していただきました。久しぶりの模擬店を楽しみにしていた人も多かったのではないのでしょうか？今年も一年広報活動にご協力していただきありがとうございました。今後も広報を読んでいる皆さまに、良い記事をお届けできるよう頑張っていきたいと思います。それでは、よいお年をお迎えください。

(ひるこ)

すくすく育ってね

武田 瑚冬ちゃん(小)



好きな事を沢山見つけて、元気にすくすく育ってね。
お父さん、お母さんより

「すくすく育ってね」コーナーでは、満1歳を迎えられたお子さまを対象に、保護者のご了承を頂いた方のみ掲載しております。

戸籍の窓

令和5年10月16日から令和5年11月15日までに役場窓口届けられ、ご了承をいただいた方のみです。(敬称略)

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
吉住 辰雄	81歳	小



の動き

令和5年10月末日現在

- 人口 1,542人(－4)
- 男 721人(－3)
- 女 821人(－1)
- 世帯数 887戸(－1)

()内は先月末現在との比較



令和6年度



東吉野こども園園児募集

東吉野こども園(幼稚園)では、令和6年度から入園される園児を次のとおり募集します。

募集期間 12月1日(金)～15日(金)

対象 平成30年4月2日から
令和3年4月1日までに
生まれた幼児

願書はこども園にて配布しております。

願書2通をこども園へ提出してください。

(それ以降に生まれた幼児で、保育を希望される方については随時募集)

ご不明な点等ございましたら、こども園(42-0212)までお問い合わせください。

